

〈疎外された労働〉の概念（二）

細見英

第一部 〈疎外された労働〉の概念——諸研究の概観と課題の設定——（前号）

第二部 〈疎外された労働〉の概念——その形成史と経済学的意義——

一 マルクスの学的思惟の発端とヘーゲル『法哲学』

(一) 『法哲学』批判の一環としての『経済学・哲学手稿』

(二) 『法哲学』批判の二重の意味

二 『ヘーゲル国法論批判』

(一) 『法哲学』における「国家」の体系的地位

(二) ヘーゲルの思弁的体系構成の批判

(三) ヘーゲルの論理構造の批判

(四) 国家と市民社会の分裂

——〈現実的理念〉の立場と〈デモクラタイー〉の主張——（以上本号、以下続稿）

三 『独 仏 年 誌』

四 「ジエームズ・ミルへの評注」

五 『経済学・哲学手稿』

第二部 〈疎外された労働〉の概念——その形成史と経済学的意義——

一 マルクスの学的思惟の発端とヘーゲル『法哲学』

(一) 『法哲学』批判の一環としての『経済学・哲学手稿』

『経済学・哲学手稿』——その核心としての〈疎外された労働〉の概念を内容的に把握しようとするばあい、われわれはまず、マルクスがどのような意図をもつてこの手稿を執筆したか、を確認しておく必要があるであろう。この手がかりになるものとして、『手稿』の「序文」Vorredeがある。その冒頭で、マルクスはつぎのようにのべている。

「私はすでに『独仏年誌』において、ヘーゲル法哲学の批判というかたちで、法学および国家学の批判にとりかかることを予告しておいた。ところが印刷にまわすために仕上げをする段になって、思弁にだけむけられた批判とさまざまな材料そのものの批判とをいっしょくたにすることはまったく不適當であつて、論旨の展開を妨げ理解を困難にするものであることがあきらかとなつた。そのうえ、とりあつかうべき対象が豊富で多様であるために、これを一冊の本に圧縮するにはもつぱらアフォリズムをならべるやり方をとるほかないであろうが、しかもまたそうなる、そうしたアフォリズム的叙述は、恣意的に体系化したという外見をあたえることになるであらう。だから私は、別々の独立したパンフレットで、法、道徳、政治などの批判をつぎつぎにおこない、そしてしめくりとして、特別の著作のなかで、ふたたび全体の連関、個々の部分の関係をあきらかにするとともに、その最後で、この問題の思弁的なり扱いにたいする批判をおこなうようにこころみるつもりである。みられる

ようにこの本では、国家、法、道徳、市民生活などと国民経済学との関係については、国民経済学自身が公然とこれらの対象にふれているとまったくおなじ程度にしかふられていないのであるが、それは右にのべた理由による⁽¹⁾。

右の冒頭文言をふくむ「序文」は、モスクワのマルクス・エンゲルス・レーニン研究所の考証によれば、『経手稿』の大部分を書きおえたのち、その一部を小冊子に編む意図をもって一八四四年八月ごろに書かれたもの⁽²⁾のようであるが、右のことは、『手稿』執筆当時のマルクスの学問的意図を説明するうえで注目すべきものである。われわれはここから、つぎのことを確認することができるであろう。すなわち、当時マルクスは、『独仏年誌』（一八四四年二月発行）に寄稿した『ヘーゲル法哲学批判、序説』Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie. Einleitung.（一八四三年末—四四年一月執筆）を文字どおりの「序説」として、国家、法、道徳などヘーゲル『法哲学』の全分野にわたる体系的な批判を志したのであり、そして「国民経済学」の批判は、当時のマルクスにおいては、ヘーゲル『法哲学』の体系的批判の一環として意図されていたということ、これである。

この点を確認しておくことは重要である。というのは、これまでの『手稿』研究においては、その多くが「疎外された労働」の思想に焦点をおきつつ、この思想内容の解明を、一方では古典経済学の「労働」把握の批判的継承として、他方ではヘーゲルの疎外論、とりわけ『精神現象学』におけるヘーゲルの論理との関連において研究されるのが通常であるからである。もとより、『手稿』そのものをとりあげたばあい、それが主として古典経済学の批判であり、またヘーゲル『精神現象学』の批判をふくむものである以上、右にのべた視角が正当なものであり、この角度からの研究が不可欠のものであることには異論はない。だがそのさい、マルクスによるこの両

者——「国民経済学」とヘーゲル『精神現象学』——の批判が、ヘーゲル『法哲学』の体系的な批判という問題意識によって支えられつらぬかれていたものであることを没却してはならないのではあるまいか。この意味で、〈疎外された労働〉の概念内容とその意義を確定しえんがためには、マルクス自身の意図にしたがって、一八四三年以来のかれのヘーゲル法哲学批判の展開の一環、ないしはその一つの成果として『手稿』を位置づけ、研究する必要があると思われる。

(1) Marx/Engels, Gesamtausgabe, erste Abteilung, Bd. 3, 1932. (Zitat MEGA, I/3. と略記する) s. 33. 邦訳、大月書店『マルクス・エンゲルス選集』補巻四、二二七—八頁。——傍点はマルクスのもの。以下の引用文中の傍点も、とくにことわらないかぎりは原著者のものである。なお訳文は、以下においても、かならずしも邦訳書のそれにしたがっていないことを付記しておく。

(2) この「序文」執筆の時期と動機について、モスクワのマルクス＝エンゲルス＝レーニン研究所の編集になる「マルクス年譜」KARL MARX. Chronik seines Lebens in Einzeljahren. Moskau 1934. (岡崎・渡辺氏訳、青木書店)には、つぎのように記されている。——「一八四四年八月下旬(二十八日頃より前)。マルクス、自分を批判している論文「一八四二年」の載ったブルーノ・パウアーの「アルゲマイネ・リテラトゥールツァイトウング」紙第八号を受けとり、パウアー批判を決意し、自分の経済学と哲学との手稿の一部分(たぶん、労賃、資本、地代、労働の疎外にかんする手稿)とヘーゲル弁証法との対決を小冊子として刊行することを計画し、まず序文(未完)を執筆し、そのなかでブルーノ・パウアーをすどく攻撃し、パウアーにたいしてフォイエルバハを擁護する。」(a. a. O., s. 24. 前掲訳書三二—三頁。傍点は引用者)。なお、『手稿』の各部分の執筆時期の確定は困難であるが、右の「マルクス年譜」には、一八四四年の「四月頃—五月。マルクス、〈労賃、資本の利潤、地代、労働の疎外〉にかんする経済学的論文を執筆する。これは完成されない」、また、「五月頃—六月。マルクス、経済学の論文を〈国民経済学批判〉にまでひろげ、同時にヘーゲルの弁証法と哲学一般の批判」を執筆する」とある(前掲訳書三〇頁。傍点は引用者)。したがって『手稿』の大部分は、ほほ四四年の四月—六月頃に執筆されたものと推定しうるのである。ただし、マルクスのノートに順序にしたがえば、「第三手稿」のうち「貨幣」の項は、「序

文」執筆ののちに、したがって同年八月下旬以後に書かれたものようである。この点については MEGA, I/3, s. 30, s. 106 を参照されたい。

② 『法哲学』批判の二重の意味

ヘーゲルの『法哲学』Grundlinien der Philosophie des Rechts, 1821. は、あらかじめいうまでもなく、ヘーゲルが自己の哲学体系を確立した『エントクロンディ』Encyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse, 1817. のうち、その第三部〈精神哲学〉の2 〈客観精神〉の部分を詳述して一書に編んだものである。そして、法、道徳、倫理の三部よりなる〈客観精神〉の論述『法哲学』は、ヘーゲルの広い意味での社会哲学を体系化したものといえよう。

急進ヘーゲル主義者として出発したマルクスが、このヘーゲル『法哲学』にたいする体系的な批判をうながされた動機については、のちに『経済学批判』（一八五九年）の序言のなかでマルクス自身が語っている。それによれば、マルクスは一八四二年から三年にかけて『ライン新聞』の主筆として、はじめて「いわゆる物質的利益にかんする論争に参加せざるをえない困ったはめにおちいった」。他方で、フランス社会主義の影響がドイツでもきかれるようになり、かれはこの「できそこないに反対を宣言した」が、「自分の従来の研究をもってしては、フランスのこれらの思潮の内容そのものについて、なんらの判断をもくたすことのできないことを、率直に自状」せざるをえなかった。——ここにのべられているように、経済的な諸問題および社会主義の諸問題にたいしては、それまでマルクスがよりどころとしていたヘーゲル的思想体系によっては、なんらの具体的態度をも導きだすこ

とができなかつたのである。それゆえかれは、『ライン新聞』の舞台から書斎にしりぞいた（一八四三年三月）のち、「ヘーゲル法哲学の批判的検討」にとりかかつたのであつた。⁽²⁾

したがつてマルクスのヘーゲル『法哲学』批判を、その直接の動機からみれば、それは従来の自己の立場にたいする自己批判たる意味をもつものであつた。しかしながらマルクスが、ヘーゲル批判をほかならぬ『法哲学』の批判として始めたことには、ヨリ積極的な意味——マルクス自身最初から予感しており、批判的検討の過程で明瞭に自覚していつた客観的な意味——のあることを看過してはならないであろう。この点についてもマルクスがみずから、『ヘーゲル法哲学批判、序説』において明言している。すなわちかれはそこで、つぎのようにいつている。——「われわれドイツ人は、自分たちの後史 *Nachgeschichte* を思想のなかで、つまり哲学のなかで経験した。われわれは現代の歴史的な同時代人ではないが、その哲学的な同時代人である。ドイツ哲学はドイツ史の観念的な延長である。だから、われわれの實在の歴史の未定稿 *oeuvres incompletes* を批判するかわりに、観念の歴史の遺稿 *oeuvres posthumes* である哲学を批判するなら、われわれの批判は、現代がそれこそ問題だ *That is the question.* とよつてゐる問題のまっただなかにたつことになるのだ⁽³⁾」と。政治的・経済的にはフランスの一七八九年以前の状態にあるドイツにあつては、「ヘーゲルによつてもつとも徹底した、もつとも豊かな最後のな表現をえたところの……国家哲学と法哲学⁽⁴⁾」にたいして批判的に対決することが、まさに「現代」を問題にすることだったのである。

ここで、マルクスが、ヘーゲルの哲学とりわけ法哲学を、絶対主義的・半封建的プロイセンの体制を反映した弁護論的思想体系とはみなさないで、近代国家と近代社会の問題性を思想の上で先取して表現したものと評価し

ていることは、注目すべきであらう。だが、ヘーゲルが近代国家・近代社会の状態を先取していたとはいっても、それがただ思想の上だけでおこなわれたことのために、その体系化にさいしては、かれは「抽象的・幻想的」な思弁的構成におもむくほかなかったのである。このために、マルクスによれば、ヘーゲルの国家・法哲学にたいする批判は、「二重の意味」をもっている。すなわち、第一に、「近代国家およびこれと関連する現実の批判的分析」、第二に、「ドイツの政治的・法的意識——そのもつともすぐれた、もつとも普遍的な、学にまで高められた表現が、ほかならぬ思弁的法哲学そのものだ——の従来より方全体の決定的な否定」⁽⁵⁾。

この二重の批判をマルクスは、ヘーゲル法哲学と対決するにあたって自己の課題としたのであった。ところでこの二つの批判は、相互媒介的な意味をもつものであらう。すなわち、一方でヘーゲルの思弁的法哲学の思惟様式にたいする批判は、ヘーゲルが思想的に反映した「近代国家およびこれと関連する現実」をば神秘化的な思惟的体系構成と論理構造から解放して赤裸々な「原型」に還元することを可能にし、他方、かくしてえられた近代国家・近代社会の問題性の現象形態にたいする批判的分析は、ヘーゲル法哲学およびヘーゲル哲学一般の思惟様式・論理構造の徹底的な批判的説明を可能ならしめるものである。そして、この両面からするヘーゲル法哲学の批判は、おのずから、ヘーゲルの否定と継承における新たな法||社会哲学体系の構築を、必然的に結果するはずのものであらう。というよりもむしろ、このような新たな体系を構築しようとする自覚的な努力によってはじめて、右にみた二重の批判が徹底的に遂行されるものであるとみななければならぬ。

右のような意義をもつマルクスのヘーゲル法哲学批判は、すでにふれたように、一八四三年三月、『ライン新聞』をやめた直後に着手されたものであった。この最初の『法哲学』批判は、現在、『ヘーゲル国法論批判』

Kritik des Hegelschen Staatsrechts となづけられた草稿⁽⁶⁾(一八四三年三月下旬頃—八月執筆)として残されている。『経済学・哲学手稿』を『法哲学』にたいする体系的な批判の一環として考察しようとするわたしの視角からすれば、まずこの草稿をとりあげて、『法哲学』批判の発端におけるマルクスの問題とそこにおける成果とをあとづけ明きらかにしなければならぬ。

(1) マルクスの思想的出発点をどこに求めるか、また、そこにおけるかれの思想の構造がいかなるものであったか、ということとは、初期マルクス研究の一つの主要な論点をなしている。この点についてのくわしい実証的研究としては、コルニエ A. Cornu の大著『Karl Marx und Friedrich Engels, Leben und Werk, Bd. I, (1818-1844)』があり、また独自の視角から一定の見解を公けにしているものとして、ルカーチ G. Lukács の論文『Zur philosophischen Entwicklung des jungen Marx (1840-1844)』、城塚登氏の『社会主義思想の成立——若きマルクスの歩み——』などが注目されるべきであろう。なお、重田晃一氏「初期マルクスと青年ヘーゲル派——初期マルクス研究に関する「展望」——」(関西大学『経済論集』第七巻第七号所収)は、初期マルクスと青年ヘーゲル派との関連いかんという視角から、右にあげたコルニエの著書を中心に諸論者の見解を対比検討した好論文である。

わたしは、初期のマルクスの思想的発展は、一八四三年三月『ライン新聞』をやめてヘーゲル法哲学の批判にとりかかった時点で、一つの決定的なエポックが画されたと考えている。私見によれば、この時期までのマルクスは、ことばどおりの「急進ヘーゲル主義者」であった。かれとヘーゲルとの主要なちがいは、後者が現在に絶対精神の実現をみたのにたいして、前者、マルクスは、現存する現実をば非理性的な仮象の世界とみなし、絶対精神、理性的なものの実現を未来にみた、という点にあり、マルクスの思惟形式、かれの思想の論理構造は、ヘーゲルそのままのものであったといえる。これにたいしてマルクスの最初の体系的なヘーゲル批判である「ヘーゲル国法論批判」においては、のちに本文でみるように、ヘーゲルを否定的に媒介したところの、まさに「マルクスの思惟」ともいうべき思惟様式と論理形式がうちだされているのである。したがって、この「ヘーゲル国法論批判」に、マルクスの学的思惟の端緒があるとわたしは考えている。

(2) Vgl. K. Marx: Zur Kritik der politischen Ökonomie, Vorrede, Volksausgabe, Dietz Verlag 1951, s. 11-12. 邦訳『経済学批判』国民文庫、八一九頁。

- (3) Marx/Engels, Werke, Bd. I, Dietz Verlag 1957, s. 383. 邦訳、大月書店『マルクス・エンゲルス全集』第一巻、四二〇頁。
- (4) a. a. O., s. 384. 前掲訳書、四二二頁。
- (5) a. a. O., ebenda. 前掲訳書、同頁。
- (6) Marx/Engels, Werke, Bd. I, s. 203—s. 333; MEGA, I/1, Halbband 1, s. 403—s. 553. 邦訳、大月書店『マルクス・エンゲルス全集』第一巻、二三三—三三二頁。

『ヘーゲル国法論批判』の執筆時期を一八四三年三月末—八月とするのは、この草稿の最初の編集・公刊者であるリャザノフ D. Ryzanov の推定によるものであるが、これにたいしてレウアルター E. Lewalter、ランズムート S. Landsmuth、マイヤー I. P. Mayer らは異論をとなえている。これらの人々は、一八四二年三月五日にルーゲ A. Ruge に送ったマルクスの手紙——そこでマルクスは、「私がおなじくドイツ年誌に予定したもうひとつの論文は、国内憲法にかんするかぎりでのヘーゲル自然法の批判です。この批判の中心点は、ますます自己矛盾をきたし、自己を止揚しつつある中間物としての立憲君主制にたいする闘争です」といっている(MEGA, I/1, Halbbd. 2, s. 268-9)——を根拠として、すくなくともこの時期までに『国法論批判』草稿は書きおえられていたはずだ、と主張するのである。しかし、『ライン新聞』時代のマルクスの思想と『国法論批判』におけるそれとを内容的に、比較してみるならば、この執筆はリャザノフが推定した時期以外ではありえないであろう。ちなみに Marx/Engels, Werke, Bd. I, s. 11 は、この執筆時期は、「一八四三年夏」とされている。

なお、この草稿は、ルカーチ、コルニェをはじめ若干の論者によって考察の対象とされているが、わが国の研究者によるモノグラフィとして、長洲一二氏「K・マルクスの『ヘーゲル国法論批判』について」(『横浜国立大学経済学部大学紀要』一九五三年)がある。

二 『ヘーゲル国法論批判』

(一) 『法哲学』における「国家」の体系的地位

マルクスがおこなった最初のヘーゲル法哲学批判である『ヘーゲル国法論批判』は、『法哲学』の第三部〈倫理〉Sittlichkeit 第三章〈国家〉StaatのA〈国内法〉das innere Staatsrecht 一六〇節から二一三節までの各節にくわえた詳細な批判的評注よりなる草稿である。したがってこれは、一つの論文としてのまとまった形式をそなえてはいないが、ここにおけるマルクスの論点を整理して把握することは、きわめて重要であると思われる。ただし、ここでマルクスは、ヘーゲル法哲学のみならずヘーゲル哲学一般にたいする自己の立場を確立し、ヘーゲル国家哲学の具体的批判を媒介として、それに対立する独自の法||社会哲学体系を構築するための基本的方法を、すでに設定しているからである。

ところでマルクスが、ヘーゲル『法哲学』の批判をほかならぬ〈国家〉論の分析から始めたのはなぜであったか。それは、とりわけドイツの現実にあつて、国家の批判がもつとも直接的な課題であつたことにもよるのであるが、しかしヨリ深い理由は、『法哲学』における〈国家〉の体系的位置づけそのものが、『法哲学』の徹底的・体系的批判を意図するマルクスに、国家哲学の批判から始めることを必然ならしめたところにあるとみるべきであらう。この点をあきらかにするために、まず『法哲学』の体系とそこにおける〈国家〉の位置づけを概観しておくことにしよう。

ヘーゲルは『法哲学』冒頭の第一節で、法哲学の対象を規定していう、「哲学的法学は、法の理念、すなわち法の概念とそれの実現行程 *Verwirklichung* を対象とする」⁽¹⁾。ここにいう「法の概念」は、ヘーゲルにおいては、もともと「その生成からみれば法学の外に存し、その演繹は法学において前提され、また、与えられたものとして仮定されねばならぬ」もの、いいかえれば、「先行するもの」としての『論理学』の「成果」として得られた

ものである。⁽²⁾この「法の概念」が、本質的に理念であるもの⁽³⁾として、自己自身の展開を定有において実現せしめてゆく過程が、『法哲学』の内容をなしている。こうして、「概念展開の系列」die Reihe der sich ergebenden Begriffe と「实在形成の系列」die Reihe von Gestaltungen とは、理念の自己展開の過程として「まったく同一のもの」であるが、その過程は、A、直接的・即自的象面としての抽象法、das abstrakte Recht（第一部）、B、直接的な姿から自己に反省した向自的象面としての道徳、die Moralität（第二部）、C、以上の二つの契機の統一および真理として、「即自・向自的に普遍なる実存における理念、すなわち倫理」（第三部）に区分される⁽⁴⁾。そしてこの即自・向自的に普遍的な理念たる倫理的理念は、それ自身、(a) その直接的個別性における家族、die Familie、(b) その分裂において、特殊性を原理とする市民社会、die bürgerliche Gesellschaft を経て、最後に、(c) 両契機の統一として真に普遍的な理念としての国家に到達するわけである。⁽⁵⁾

こうして『法哲学』の最終の論理的規定としての国家は、学的進展の成果としては、それに先行する諸規定に媒介され、それらを包摂するところの「もっとも豊かなもの」である。が、同時に他方、それは、諸媒介を止揚した直接性にあるものとしては、むしろ家族、市民社会をはじめ先行する諸規定をば、「自己固有の区別」として相互に媒介するところの最初のものであるという意味をもっている。⁽⁷⁾この点についてヘーゲルは、つぎのように明言している。——「国家は、真実の根拠として、明きらかにされるのであるから、学的概念の進行過程において国家は、成果としてあらわれる。それゆえ、上にのべてきた媒介および仮象は、みずからを止揚して、また直接性となる。これよりして現実においては、国家は、一般に、むしろ最初のものであり、その内部において家族がはじめて市民社会に発展するのであって、国家の理念そのものが、まさにこの両契機に分裂するのである」⁽⁸⁾

ここにあきらかなように、ヘーゲルにおいては国家は、いっさいの制限と特殊の個性性を止揚した絶対的普遍者、「みずからにおいて具体的な、したがって向自的に存在する普遍性、自己意識の実体・内在的類 immanente Gattung・内在的理念をなすもの」⁽⁹⁾である。そして、このような理念としての国家の實在的定有形態をヘーゲルは、君主権、統治権、立法権の三権の「有機的統一」よりなる立憲君主政体、konstitutionelle Monarchie にとめ⁽¹⁰⁾、この国家制度は、「本質的に媒介の体系」として、官僚制、Bürokratie と国会 Stände, oder ständisches Element において市民社会を自己のもとに包摂している実体的存在であると主張している。

右にみたように国家を即自・向自的な普遍者たらしめ、そこにおいて国家と市民社会の同一性を定立するヘーゲルの体系構成と論理構造が、『国法論批判』におけるマルクスの第一の批判の対象であった。この点の批判をつうじてマルクスは、ヘーゲルに反映した近代国家と近代社会のありのままの関係をえぐり出そうとしたのである。したがってわれわれはつぎに、マルクスによるヘーゲルの体系構成と論理構造の批判とその成果を考察することにしてしよう。

- (1) Hegel: Grundlinien der Philosophie des Rechts, hrsg. von J. Hoffmeister, Verlag von Felix Meiner, 1955. § 1, s. 19. 岡田・速水氏訳『法の哲学』岩波書店、二二頁。
- (2) a. a. O., § 2, s. 19. 前掲訳書、二二頁。——傍点は引用者。
- (3) Vgl. a. a. O., § 32, s. 47. 前掲訳書、六六頁。
- (4) Vgl. a. a. O., ebenda. 前掲訳書、同頁。
- (5) Vgl. a. a. O., § 33 und seinen Zusatz, s. 48ff. 前掲訳書、六八頁以下。
- (6) Vgl. a. a. O., ebenda, und § 157, s. 148f. 前掲訳書、同頁、および二二三―二四頁。
- (7) Vgl. a. a. O., § 32 Zusatz. 前掲訳書、六七頁。

- (8) a. a. O., § 256 Anmerkung, s. 207. 前掲訳書、三一四頁。
 (9) a. a. O., § 24 Anmerkung, s. 42. 前掲訳書、五九頁。
 (10) Vgl. a. a. O., § 273, s. 235. 前掲訳書、三五五頁。
 (11) a. a. O., § 302 Zusatz, 前掲訳書、三九四頁。

(二) ヘーゲルの思弁的体系構成の批判

ヘーゲルの体系構成を批判するにさいしてマルクスが、フオイエルバハの感化、とりわけかれの『哲学改革のための暫定的提言』⁽¹⁾ Vorläufige Thesen zur Reform der Philosophie. の影響をうけ、この論文でフオイエルバハが定式化した思弁哲学批判の方法を継承していることは、多くの論者が指摘しているとおりである。しかしながらこれを理由として、『国法論批判』時代のマルクスは本質的にはフオイエルバハ主義者にとどまっていたとする一部の論者の主張⁽²⁾には、わたしは異論をとこなえざるをえない。その理由は、行論のうちであきらかにしうるはずである。

フオイエルバハの主張は、つぎの一文に集約的に表現されている。

「思弁哲学一般の改革的な批判の方法は、すでに宗教哲学において『キリスト教の本質』において——引用者もちいられた方法と異ならない。われわれはただつねに述語を主語に、こうして主語たる客観および原理にさえすれば、——したがって思弁哲学をただ転倒しさえすればよい。そうすればわれわれは、おおわれざる、純粋な、明白な真理をもつのである」⁽³⁾。

ここでフオイエルバハが問題にしているのは、固定的にとらえられた思惟と存在の一般的関係である⁽⁴⁾。だが、

ながくはぐくまれたドイツの観念論哲学の思想的地盤のうえで宣言されたこの唯物論の立場は、それが固定的・機械的な定式で主張せられただけに、いっそう深刻な影響をもつものであつたらう。そして彼岸にたいして此岸こそが真理であるとするこの主張は、たとえ此岸をばあるがままの姿では真理ではないとみなす人々にとつても、ヘーゲルの思弁哲学を批判するための有力な武器となりえたことは、いうまでもない。事実マルクスは、右のフオイエルバハの方法をうけついで、ヘーゲルにおける主語と述語の転倒を、つぎにみるように批判しているのである。

- (1) フオイエルバハのこの論文は、一八四三年はじめ(二月末ないしは三月上旬)にルীগによって発行された『アネクドータ』誌 *Anekdoten zur neuesten deutschen Philosophie und Publizistik*. に掲載されたもので、箴言集 *Aphorismen* の形式をとっている。マルクスはこの雑誌を受けとつた直後にルীগに手紙を送り(三月二三日づけ)、そこでフオイエルバハの『暫定的提言』を論評して、つぎのようになっている。——「フオイエルバハの箴言集は、かれがあまりにも多く自然のことにふれ、政治についてはほとんど述べていない、という点だけについていえば、正しくないと私は思います。ところがこんちの哲学が真理になりうる唯一の道は、哲学と政治とがむすびつくことなのです。けれども、自然にたいする熱狂者たちに一連の国家にたいする熱狂者たちが呼応した一六世紀とおなじように、万事うまくゆくでしょう。」(MEGA, I/1, Halbbd. 2, s. 308.)
- (2) たとえば、城塚登氏。氏は、『国法論批判』におけるマルクスは、「終始一貫フオイエルバハの人間主義的立場に立っていた」と主張しておられる(同氏『社会主義思想の成立』弘文堂、七五頁。また六八頁を参照せよ)。清水正徳氏も、ほぼ同様の見解をもっておられるようである。
- (3) Ludwig Feuerbach: *Kleine philosophische Schriften* (1842-1845), Leipzig 1950, s. 56. 植村晋六氏訳『将来哲学の根本命題』岩波文庫、七頁。
- (4) おなじく『暫定的提言』のなかでフオイエルバハはいう、「思惟の存在にたいする真の關係は、ただこうである、——存在は主語であり、思惟は述語である。思惟は存在からでてくるが、存在は思惟からはでてこない」と(L. Feuerbach: a.

a. O., s. 73. 前掲訳書、二八頁）。これはまさに唯物論の根本命題である。だがフイエエルバハは、この命題を固定的にとらえるにとどまっている。すなわちかれは、〈思惟〉と〈存在〉のおのおの、および両者の関連を、固定的・機械的にとらえているのである。したがってかれにおいては、〈主語〉としての〈存在〉そのもののうちにおける問題性は、究明されるべき対象として自覚されない。事実かれは、『暫定的提言』のなかで政治の問題に闡説した唯一の箴言において、国家を「人間の本質の実現され、完成され、あらわにされた総体」であると特徴づけ、国家においては「人間の本質的な諸性質もしくは諸活動は現実化されて特殊な諸身分になっているが、国家の元首の人格において、それらはふたたび同一性に還元」される、とのべている。さらにかれは、当時の現実の政治的諸闘争をすこしもかえりみることなしに、つぎのように主張する。——「国家の元首は、あらゆる身分を差別なく代表しなければならぬ——、元首のまえではあらゆる身分がひとしく不可欠なものであり、ひとしい権利をもっているのである。国家の元首は普遍的人間の代表である」(L. Feuerbach: a. a. O., s. 78. 前掲訳書、三四—三五頁)。

フイエエルバハのこの一節を批判したルカーチのつぎの論評は、きわめて正当なものというべきであろう。——「もしフイエエルバハが、これで現実の諸関係を特徴的にしめしているつもりであるならば、それは社会の現状を、まさしくヘーゲル風に美化しながら、みてみぬふりをしていることになる。またもしそれが革命的・民主主義的な要請という意味をもつのだと主張されておるのなら、それはヘーゲルよりも後退して、カント、フイヒテ流のソレンという抽象性にまいいどっていることを意味するものである」(G. Lukács: Zur philosophischen Entwicklung des jungen Marx, *Deutsche Zeitschrift für Philosophie*, 2/2. Jg., s. 305. 平井俊彦氏訳「若キマルクス」五四頁)。

ヘーゲルは『法哲学』の二六七節で、「觀念性における必然性」とは、理念の自己自身の内部における発展である。それは、主観的な実体性としては政治的心情であり、客観的な実体性としては、前者とちがって、国家の有機的組織、すなわち本来の意味での政治的國家、およびかかる國家の國家制度〔憲法〕である⁽¹⁾とのべている。マルクスはこれを引用したうえで注釈をくわえて、つぎのようにいう。——「ここでは主語は、〈觀念性における必然性〉へ自己自身の内部における理念⁽²⁾」であり、述語は、政治的心情や政治的國家制度である。普通のこと

ばでいえば、政治的心情とは国家の主観的な実体であり、政治的国家制度とは国家の客観的な実体である。……重要なことは、ヘーゲルがどこでも理念を主語とし、〈政治的心情〉というような本来の現実的な主語を述語にしていることである。しかし発展は、いつも述語の側でおこるのだ⁽²⁾。

ところで、一般に、理念が主語となり対象の実在が述語とされているといっても、そのこと自体が誤りなのではない。むしろ、抽象的な理念から具体的実在への論理的展開は、マルクス自身ヘーゲルから継承して、のちに定式化した学的体系の基本的な方法であったはずである⁽³⁾。問題は、ヘーゲルにおいて主語とされている〈理念〉が、いかなる性格と内容をもつものか、という点にある。マルクスによれば、「理念は、現実的な区別から展開されるべき⁽⁴⁾」ものであり、また、「普遍的なものは、現実の有限なもの、実存するもの、規定されたもの、の、現実的な本質として考察⁽⁵⁾」されねばならないはずのものであった。しかるにヘーゲルにおける主語は、「主観的な、事実、そのものから区別された理念⁽⁶⁾」であり、「自己完結している、しかも論理学という抽象的領域において自己完結している思惟⁽⁷⁾」としての理念なのである。このような「抽象的理念」、「抽象的な論理的諸範疇⁽⁸⁾」が主語とされている点に、マルクスの批判の焦点があったのである。

(1) Hegel: Grundlinien der Philosophie des Rechts, s. 218. 前掲訳書、三三二頁。

(2) Marx/Engels, Werke, Bd. 1, s. 209. 邦訳、大月書店『マルクス・エンゲルス全集』第一巻、二四〇頁。

(3) Vgl. K. Marx: Zur Kritik der politischen Ökonomie. Einleitung, 3. Die Methode der politischen Ökonomie. Dietz Verlag 1951, s. 256ff. 邦訳『経済学批判』国民文庫、二九四頁以下。さらに、これの論理的な意味をくわしく分析・

解明したものと、梯明秀氏『ヘーゲル哲学と資本論』第四章「歴史の現実と〈経済学の方法〉」、および同氏『資本論』体系の図式的解明』とりわけその第二節「立命館経済学」第七卷第六号所収)をも参照されたい。

- (4) Marx/Engels, Werke, Bd. 1, s. 210. 前掲訳書、二四一頁。
(5) a. a. O., s. 224-5. 前掲訳書、二五六頁。
(6) a. a. O., s. 207. 前掲訳書、二三八頁。——傍点は引用者。
(7) a. a. O., s. 213. 前掲訳書、二四四頁。——傍点は引用者。
(8) a. a. O., s. 215. 前掲訳書、二四七頁。

右にみたように「抽象的な理念」が主語とされているとすれば、ヘーゲルにおける〈理念〉の他方の契機たる定有諸形態Ⅱ「实在形成の系列」の叙述は、いかなる意味をもつてであろうか。この点について、マルクスはつぎのようにのべている。——「眞実のところヘーゲルは、ただ〈政治的国家制度〉を〈有機的組織〉の普遍的抽象的理念へ解消すること以外にはなにもしなかつたのであるが、外見上、またかれ自身の考えからすれば、かれは〈普遍的理念〉から規定されたものを展開したのである。かれは、理念にとつて主語であるもの（Ⅱ対象的定有）を、理念の所産、理念の述語にしてしまった。ヘーゲルはかれの思惟を対象から展開したのではなく、むしろ対象を、自己完結している、しかも論理学という抽象的領域において自己完結している思惟にしたがつて展開したのである。政治的国家制度の一定の理念を展開することではなく、政治的国家制度に抽象的な理念への関係を与え、それにその（理念の）生活史の一分肢としての地位を与えることが（ヘーゲルには）問題なのだ。これは公然たる神秘化である」⁽¹⁾。

したがって、ヘーゲルが概念との統一にあるものとして叙述した定有的諸形態——家族、市民社会、国家などは、実は实在する国家や社会があるが、ままた、感性的にとらえて、編列したもの以外のなものでもない。これらの实在的諸対象は、あるがままの姿では、最初は、概念にそぐわない単なる仮象として退けられる。だが、それ

らが主語としての「神秘的な実体」、普遍的理念と関係づけられるや、そのまま、理性的なものたる権利づけを与えられるのである。これらの實在的諸対象の經驗的現実性が理性的であるとされるのは、したがって、それら自身の理性のためではなく（それは、ヘーゲルにおいては「永久に認識されえない」⁽²⁾）、むしろそれ自身以外の意味をもたされることによって（經驗的實在の「神秘化」⁽¹⁾）であり、他方、理念は、かかる經驗的現実性以外にはなんら他の内容をもっていないのである。この点を批判してマルクスは、たとえはつぎのようにいつている、——「現実は現実性そのものとしてではなく、むしろある他の現実性として説かれている。日常の經驗にとつてはこの經驗それ自身の精神ではなく、ある別の精神が規範なのであるが、これに反して現実的理念にとつては、自己自身から展開した現実性ではなく、むしろ日常の經驗がその定有なのだ」⁽³⁾と。この結果、「經驗的な実存物が、無批判的な仕方での理念の現実的な真理として受けとられる」ことになり、「神秘的なもの、深遠なものという印象がつくりだされる」結果になっている。⁽⁴⁾

こうして、ヘーゲルの体系をつらぬくものは、まさに「論理的・汎神論的神秘主義」⁽⁵⁾ der logische, pantheistische Mystizismus にはかならない。かれの「唯一の関心」は、「国家であれ自然であれ、とにかくあらゆる領域のなかに、〈理念〉そのもの、すなわち〈論理的理念〉を再発見すること」⁽⁶⁾であり、『法哲学』においても、〈法〉の哲学ではなくてむしろ論理学がヘーゲルの真の関心の的なのである。⁽⁷⁾

(1) Marx/Engels, Werke, Bd. 1, s. 213. 前掲訳書、二四四—五頁。——傍点は引用者。

(2) a. a. O., s. 211. 前掲訳書、二四二頁。

(3) a. a. O., s. 206. 前掲訳書、二三六頁。なお、s. 207-8. 訳書二三八頁、s. 213. 訳書二四五頁などをもみよ。

〈疎外された労働〉の概念(二) (細見)

- (4) a. a. O., s. 241. 前掲訳書、二七三—四頁。
(5) a. a. O., s. 206. 前掲訳書、二三六頁。
(6) a. a. O., s. 211. 前掲訳書、二四二頁。
(7) Vgl. a. a. O., s. 216. 前掲訳書、二四八頁。

以上のようにマルクスは、フョイエルバハの方法をうけついで『法哲学』の観念論的体系構成を批判することによって、ヘーゲル自身は「概念と定有の統一としての法の理念」の自己展開をなんらの臆念や恣意をくわえることなく叙述したと私念した⁽¹⁾『法哲学』が、実際には「まさに二元論」をその原理としていることを解明した。すなわち、一方では、あらかじめその進展過程を抽象的に規定されている論理的理念の、内的・彼岸的歩みとしての「抽象的な唯心論」。他方では、経験的實在、此岸的諸関係を無批判的に表現する「抽象的な唯物論」⁽²⁾。こうして『法哲学』には、「二重の歴史、エゾテリッシュ(「秘教的・彼岸的」な歴史とエグゾテリッシュ(「公教的・此岸的」な歴史)⁽³⁾」とが存在することになる。そしてヘーゲルが観念論の立場に立っていたかぎりにおいて、かれは後者を前者のもとに包摂せしめて「統一」の外見を装わねばならなかったのであり、その結果として、「エグゾテリッシュな歴史」も、対象的實在をあるがままに反映したものであるとはいえ、それが神秘的に表現・叙述される必然性にあつたのである。

さて、このことを解明したマルクスにとって、つぎの課題は、ヘーゲルの立憲君主政体にかんする叙述を検討して、それが思弁的な体系構成の結果として必然的にこうむっている神秘化的な叙述様式(論理構造からときほぐすことであつた。これによってマルクスは、かれの本来の関心である近代国家・近代社会のありのままの姿と、そこにおける問題性をえぐりだそうとしたのである。いいかえれば、ヘーゲルが理念の体現として叙述した實在

的定有の諸形態が、実は現存する国家や市民社会をありのままの姿でとらえて、それに思弁的体系構成の要求する関係づけを与えたものにはかならないことを洞察したマルクスにとつては、「論理的・汎神論的神秘主義」者としてのヘーゲルの皮を剥いで「無批判的実証主義」者としてのヘーゲルを赤裸々な姿でとりだせば、そこにか(4)れの批判的分析の本来の対象が設定されることになるのである。

このような意図をもってマルクスは、国家制度を「本質的に媒介の体系」とし、国家において市民社会と国家の同一性を定立するヘーゲルの論理構造を、批判的に分析している。この点をつぎに考察しよう。

(1) Vgl. Hegel: Grundlinien der Philosophie des Rechts, § 31 Anmerkung und § 32 Zusatz, s. 47f. 前掲訳書、六六一七頁。

(2) Vgl. Marx/Engels, Werke, Bd. 1, s. 293. 前掲訳書、三三〇頁。また、a. a. O., s. 225. 訳書二五六頁をもみよ。
なお、ここでマルクスのいう「抽象的な唯心論」と「抽象的な唯物論」とは、それぞれ、「無批判的な観念論」、「無批判的な実証主義」といいかえてもよいものである。一年のちの『経済学・哲学手稿』でマルクスは、ヘーゲルの『精神現象学』を批判しつついっている。「すでに現象学のなかに、後期のヘーゲルの著作の無批判的な実証主義, unkritischer Positivismus と、おなじく無批判的な観念論, unkritischer Idealismus——現存する経験のこの哲学的な解消と再興——がひそんでゐる」と。(MEGA, I/3, s. 155. 邦訳、大月書店『マルクス・エンゲルス選集』補巻四、四〇二頁。傍点は引用者。)

(3) a. a. O., s. 206. 前掲訳書、二二七頁。

(4) もっとも、ヘーゲルが『法哲学』で「実証主義」的に描いている近代的状态は、本来の意味での近代、したがってブルジョア革命をすでに経過したイギリス、フランスに属するものばかりではない。かれにとつて感性的現実であった絶対主義的プロイセンの後進的状态を描いていることは、いうまでもない。ヘーゲルの理念の定有形態は、ドイツの半封建主義と英・仏の近代資本主義の状態とを混交してあるがまさに反映し、それに神秘的表現様式を与えたものなのである。しかし、

そのような混交のうちにおいてであれ、近代の社会・国家の状態があるがままにとらえ、しかもそれを「特殊の本質」として「具体的普遍」（もちろんヘーゲルにおいてはこれが抽象的・神秘的実体なのであるが、それにしても）のうちに止揚されるべきものとして、したがってそれ自体としては問題性をふくむものとして描きだしたことは、かれの偉大な功績であったというべきであろう。他方マルクスについてみれば、かれはドイツと英・仏とを、近代における後進国と先進国という歴史的位置づけにおいて明瞭にとらえ、そしてこの近代的諸関係一般をば、止揚されるべきものと直観し、批判的分析の対象としたのであった。このような立場にたっていたからこそかれは、「無批判的実証主義」者ヘーゲルに、近代国家、近代社会の問題性の反映を看取しえたのであり、ヘーゲルの国家・法哲学の批判が、ひとつには「近代国家およびこれと関連する現象の批判的分析」である、といひえたとみるべきであろう。

（三）ヘーゲルの論理構造の批判

ヘーゲルの国家哲学の主要な問題は、倫理的理念の特殊性の象面としての市民社会をば国家のうちに包摂せしめ、国家を即自・向自的な普遍者として叙述することにあつた。ヘーゲルは単的にいつている、「国家においては、普遍性と特殊性との統一にいつさいの問題が帰着する⁽¹⁾」と。かかる統一は、実在的にはどのように実現されているのであろうか。

ヘーゲルは、二七三節で、国家の实在形態を規定してつぎのようにのべている。——「政治的国家は……実体的区別態に分歧する。(a) 普遍的なものを規定し確立する権力——立法権、die gesetzgebende Gewalt。(b) 特殊な諸領域や個々の出来事を普遍的なものへ包摂する権力——統治権、die Regierungsgewalt。(c) 最終の意志決定としての主観性、すなわち君主権、die fürsichliche Gewalt」。そして君主権について、さざらにつけくわえていう、「君主権においては、区別された諸権力が個別的統一に集握され、したがってそれは、全体の、——立憲君主政体の、

頂点であり端緒である」と⁽²⁾。

したがって君主は、国家としての国家、爾余の国家の實在的諸契機を觀念的なものとして自己のもとに包摂し、從属せしめる主權的定有者である。そして、この国家としての国家を一方の極とし、これに対する他の極としての市民社会を国家において媒介する定有形態をば、ヘーゲルは、立法權の定有たる国会と、統治權の定有たる官僚制にみいだすのである。すなわち三〇二節でかれば、「媒介機関としてみれば、国会は、一方には政府一般と、他方には特殊な領域と個人とに解体した人民とのあいだに立っている。……同時にこのような国会の地位は、組織的な統治權〔＝官僚制〕と共通な媒介作用の意義をもつ⁽³⁾」。

(1) Hegel: Grundlinien der Philosophie des Rechts, § 261 Zusatz. 前掲訳書、三二七頁。

(2) a. a. O., s. 235. 前掲訳書、三五五頁。

(3) a. a. O., s. 263. 前掲訳書、三九三頁。——なお、ここにみるように、国会と官僚制とは、二つの極としての国家と市民社会とを国家において媒介する實在的契機とされているものである。だがヘーゲルの論理からすれば、国家と市民社会との同一性が国家において定立されることとどまるかぎりでは、それはいまだ一面的な抽象的同一性でしかない。それは、国家と市民社会との市民社会における同一性が定立されてはじめて、この二つの同一性の区別における同一性として、具体的・理性的な統体たりうるのである。このような国家と市民社会との市民社会における同一性の實在的契機としてヘーゲルが指示しているものが、「警察」Polizeiと「職業団体」Korporationにはかならない。『法哲学』二三〇節—二五六節を参照せよ。

このような国会と官僚制の媒介作用の論理的意味について、ヘーゲルはこの節の注釈でつぎのようにのべている。

「対立関係に立つて極 Extrem の地位を占めていゝもある一定の契機が、同時に中間項 Mitte であることによ

って極であることをやめ、有機的契機をなすということは、もっとも重要な論理的洞察に属する⁽¹⁾。

これは、ヘーゲル論理学の「概念論」における三つの契機（普遍性、特殊性、個別性）の相互的な自己媒介、したがって、その最後の発展段階としての〈推論〉Schlussの論理構造を約言したものにほかならない。この論理のまったき理解のためにはヘーゲル論理学を詳しく研究する必要があるが、ここではとりあえず『小論理学』の「質的推論」qualitativer Schlussの叙述から、つぎの一文を引用するにとどめておく。

「推論の三つの格〔1)個別性―特殊性―普遍性、(2)普―個―特、(3)特―普―個〕の客観的な意味は、あらゆる理性的なものが三重の推論として示されるということ、すなわち、その各項はいずれも極の位置を占めるとともに、また媒介する中間項の位置をも占めるということである。たとえば、哲学の三部門をなす論理的理念、自然および精神が、そうである。……三つの契機のいずれもが中間項および二つの極の位置を経ることによって、いまやそれら相互の特定の區別は止揚⁽²⁾される」。

この〈媒介〉の論理は、即自的普遍者としての抽象的概念を出発点とし、その主体的自己運動、自己媒介＝自己還帰の過程に哲学一般の成立をみるヘーゲルの立場においては、その全哲学体系を体系として成立せしめている基本的な論理であるとともに、その個々の部分にまで浸透して、叙述の展開を導いている〈赤い糸〉であるといえよう。

したがって国家と市民社会の関係についても、ヘーゲルは、国家を倫理的理念の〈普遍性〉とし、市民社会をその〈特殊性〉の契機という論理的範疇に還元することによって両者を区別しておいて、しかも両者の同一性をば、抽象的理念の自己媒介として、あらかじめ定立しているのである。それゆえ、国家哲学の叙述にあたってへ

ヘーゲルに残されている問題は、この抽象的理念の彼岸的領域においてすでに定立されている媒介作用をば現実に担っているかにも見える定有的実在を、実在的国家のなかに見いだし、それをかかるとして叙述すること以外なものでもなかった。このような意味で国家と市民社会の同一性を定立する「媒介機関」とされているのが、国会と官僚制なのである。

(1) Hegel: *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, s. 263-4. 前掲訳書、三九三頁。

(2) ヘーゲル『小論理学』一八七節補遺および一八八節。松村一人氏訳、岩波文庫、下巻一六八頁。

ヘーゲルにおける〈主客の転倒〉を批判したマルクスが、右のような抽象的概念の諸契機の相互的自己媒介と、その実現としての国家と市民社会との区別における同一性の定立を、「荒唐無稽」*Absurdität* としてしりぞけざるをえなかったのは当然であろう。かれはヘーゲルの〈媒介〉の論理を批判していう、「ヘーゲルは、一般に、推論を中間項として、混合物として、とらえる。理性推論のヘーゲルの展開のなかに、ヘーゲルの体系のまったくの先験性と神秘的二元論があらわれているといえる。中間項は木製の鉄であり、普遍性と個別性〔ないしは特殊性〕とのあいだのごまかされた対立である」⁽¹⁾と。ヘーゲルが国家と市民社会の関係を、概念の抽象的二契機としての普遍性と特殊性との区別における同一性、すなわち対立に還元し、これらの契機の推論において両者の媒介的同一性を定立するばあい、その結果として、一方では実在する国家と市民社会の現実的關係、その対象的定有はあるがままに放置せられ、他方、両者の中間物、したがってまさに両者の現実的矛盾を体现している定有的実存——ここでは国会と官僚制と——が、逆に、推論の中間項、対立を止揚する媒介的定有形態たらしめられるのである。これは、此岸的諸關係の現実的対立を、彼岸的ロゴスの歩みを媒介として和解せしめる「神秘的二元

論」といふはかはない。

これにたいして、此岸的諸関係そのものに即してそれ自体の現実的な姿をとらえようとするマルクスは、「現実的な対立」の論理構造を説明して、つぎのようにのべている。——「現実の両極は、相互に媒介されえない。

なぜなら、それらはまさに現実的な両極なのだから。だがまた、それらはなんの媒介も必要としない。なぜなら、それらは対立する本質だから。それらは、相互になんの共通物ももっていないし、相互にひかれあうこともなく、補いあうこともない。一方は自己のふところのなかに、他方の憧れも、欲求も、予期ももっていない⁽²⁾。さらにマルクスは、この「相互に排除しあう本質の現実的な対立」が、一般に、一方では「一つの本質の実存の内部における差異、Differenz」（たとえば、男性と女性、北極と南極）と、他方では、ある概念または定有の「自立、させられた抽象」（たとえば、抽象的な唯心論と抽象的な唯物論）と混同され、それによってつぎのような「三重の誤謬」がひきおこされている、と批判する。すなわち、「一、極だけが真であるという理由で、おのおのの抽象と一面性⁽³⁾とがみずからを真であると考へ、その結果、なにかある原理が、それ自身における統体性としてあらわれるかわりに、他のものからの抽象としてのみあらわれるということ。二、現実の対立がきつぱりしたものであること、Entscheidenheit wirklicher Gegensätze、また、これらの対立を極にまでおしすすめることが、なにかできるだけ妨げるべきもの、あるいは有害なものと考へられること。三、これらの媒介がくわだてられること、この三重の誤謬⁽³⁾」。マルクスによれば、現実的な対立は、対象的実在の内部における対立である。この現実的な対立が極にまで、したがって敵対的な矛盾にまで進みゆくことは、「対立物の自己認識であり、対立に火をつけてたたかいの決着にまで進むこと」にほかならない。こうして、「一方が他方に打ちかつ⁽⁴⁾」のである。

このようにマルクスが、弁証法の中心概念である〈対立〉〈矛盾〉を、現実的なもの、したがって歴史的・対象的實在の相互排除的な闘争、すなわち〈敵対〉によってはじめて解決されるものとらえたことは、ヘーゲルの弁証法および哲学体系を崩壊せしめる意味をもつとともに、対象的實在そのものの論理を把握せんとするマルクスに、方法的武器を準備せしめたといえよう。

- (1) Marx/Engels, Werke, Bd. 1, s. 288. 前掲訳書、三二五頁。
- (2) a. a. O., s. 292. 前掲訳書、三二九—三〇頁。
- (3) a. a. O., s. 293. 前掲訳書、三三〇—一頁。
- (4) a. a. O., s. 293-4. 前掲訳書、三三一頁。

右にみたようにヘーゲルの〈媒介〉の論理構造を批判的に解明したマルクスにとっては、いまやヘーゲル国家論の合理的な意味内容をえぐりだすことは容易である。かれはいう、「ヘーゲルは、二つの堅固な対立物、二つの現実に異なった領域としての、〈市民社会〉と〈政治的国家〉との分裂、Trennung から出発している。もちろん、この分裂は、近代国家においては現実に存在する⁽¹⁾。さらにまた、「ヘーゲルは、市民社会と政治的国家との分裂(近代的状态)を前提し、そしてこれを理念の必然的な契機として、絶対的な理性的真理として展開した。……かれは、国家という即自・向自的に存在する普遍者を、市民社会の特殊な利害関係と要求とに対立させた。一言でいえば、かれはいたるところで市民社会と国家との衝突、Konflikt をしめたのである⁽²⁾」。

だが、国家を「媒介の体系」「倫理的理念の現実態」として展開すべきヘーゲルの哲学的立場は、この国家と市民社会との矛盾を矛盾として放置することも、またこの矛盾そのものの現実的な構造を解明してその止揚のための現実的・对象的契機を明示することもゆるさない。単的にいつてかれは、市民社会と国家との分裂を「欲し

ない」。かれは「国家の内部において国家の統一が表現されていることを欲する」⁽³⁾のである。すでにわれわれは、この主観的欲求の体系化を可能ならしめたヘーゲルの論理構造を、マルクスにしたがって解明してきた。この点についての批判を要約して、マルクスはいっている。——「ヘーゲルの主なあやまりは、かれが現象の矛盾を、本質における、すなわち理念における統一とらえていることである。だが、いうまでもなく、現象の矛盾はヨリ深いもの、すなわち本質的な矛盾をその本質にもっているのだ」⁽⁴⁾⁽⁵⁾。

(1) Marx/Engels, Werke, Bd. 1, s. 275. 前掲訳書、三二一頁。

(2) a. a. O., s. 276-7. 前掲訳書、三二三頁。

(3) a. a. O., s. 277. 前掲訳書、同頁。

(4) a. a. O., s. 295-6. 前掲訳書、三三三頁。

(5) 以上、本文では、マルクスの学的思惟の生成過程に重点をおく視点から、国会と官僚制を「媒介機関」とするヘーゲルの論理構造にたいするマルクスの批判に、考察を集中してきた。このような視角の集中は、国会と官僚制とを国家と市民社会との区別における同一性の定有形態たらしめるヘーゲルの基本的根拠が、かれ特有の論理にある以上、妥当なものと認められるであらう。

だがヘーゲルにおいて、国会と官僚制とが抽象的概念の自己媒介の定有的實在でありうるためには、当然ながらそれらが媒介機関としての実在的契機を含んでいるものでなければならぬはずである。そして事実ヘーゲルは、官僚制と国会とにかんして、それらが国家と市民社会との両者を実在的契機として内包していることをくわしく論述しており、したがってマルクスも、この論述にたいする批判的検討に多くのスペースをさいているのである。この点について若干の考察をおこなって、本文の補足としたい。

まず、官僚制について。ヘーゲルによれば官僚制は、「普遍者から特殊者および個別者への移行をとりあつかう」作用をその本質的な規定とする(『法哲学』二九〇節補遺)。ここにおいて国家と市民社会との同一性が定立されているとヘーゲルが主張するのは、実在的にはつぎの諸契機のゆえである。——(1)市民社会の共同の特殊利害関係は公共団体や職業団体に

よって管理されるが、後者は国家の官僚による監督・管理のもとにおかれている（二八八節、二八九節）。(2)市民は一般に、官僚になりうる可能性をもつ（二九一節）。(3)官僚は普遍的な国家職務にたずさわることによって資財 *Vermögen* をえ、自己の特殊性の満足をみいだす（二九四節）。さらに、(4)官僚の権力乱用は、一方ではそれ自身の内部のヒエラルヒーによって、他方では、市民社会の領域における公共団体や職業団体の権利を認めることによって防止されており（二九五節）、また、(5)官僚の倫理上・思想上の教養と、国家の偉大さとは、官僚をしてその主観的側面を消滅せしめて、普遍的利害関係のために献身せしめる（二九六節）。

このヘーゲルの展開を批判してマルクスはいつている、「ヘーゲルが〈統治権〉についてのべていることは、哲学的展開の名に値いしない。……ヘーゲルはわれわれに、一方では現実にあるがままの官僚制の、また他方では、官僚制みずからが自己の存在についていっている見解の、経験的な叙述をあたえている」にすぎない。」と（*Werke*, Bd. 1, s. 246-7. 訳書、二八〇頁）。「官僚制が自己の存在についていっている見解」——これは、特殊性の領域をば公共団体や職業団体を媒介として普遍者のもとに包摂せしめている、という自負、臆見である。だが、「現実にあるがままの官僚制」の、市民社会にたいする関係は、いかなるものか。それは、国家と市民社会との分裂にもとづいて存在し、みずからは「国家形式主義」*Staatsformalismus* として、内容たる特殊の諸領域に対立しているものにはかならない（*Vgl. a. a. O.*, s. 247-8. 訳書、二八一頁）。ヘーゲルはこのありのままの姿から出発してはいる。マルクスもこの点を確認して、いう、「ヘーゲルは、国家と市民社会との分裂、〈特殊の利害関係と即自・向自的に存在する普遍的なもの〉との分裂から出発している。また実際に官僚制は、このような分裂にもとづいている。……ヘーゲルは、官僚制の内容をなんら展開してはいないのであって、むしろただその〈形式的な〉組織の二、三の一般的な規定を展開しただけである。また実際に官僚制は、その外に存在する内容の〈形式主義〉にすぎないのだ」と（*a. a. O.*, s. 247. 訳書、二八〇—一頁）。このようにヘーゲルは、官僚制の基礎——国家と市民社会との分裂——をあるがままに叙述することから出発し、その機能をもあるがままに——しかしほとんどは、官僚自身の自負、臆見のあるがままに——叙述して、国家と市民社会との同一性を定立しているのである。だが、マルクスによれば、「このような同一性は……きわめて表面的であり、混合物 *mixtum compositum*、〈い、たまぜ〉である。この同一性が表面的であればあるほど、それだけ対立は鋭い」（*a. a. O.*, s. 251. 訳書、二八五頁）。要するにヘーゲルの官僚制論の合理的・客観的な意味は、「国家のヨリ、高い利害にたいする、特殊な領域の私的所有と利害との対立、すなわち、

私的所有と国家とのあいだの対立」（同上）を描きだしているところにある。

つぎに、国会について。ヘーゲルは三〇一節の注釈で、国会を規定してつぎのようにのべている。「国会の固有の概念規定は、国会において普遍的自由の主観的契機、この叙述において市民社会と称されている領域の自己の洞察と自己の意志を、国家との関係において実存するにいたらしめる、という点にもとめられねばならない」。さらに、三〇二節でいう、「媒介機関としてみれば、国会は、一方には政府一般と、他方には特殊な領域と個人とに解体した人民とのあいだに立っている。このような規定によって国会は、国家および政府の感覚と心情とともに、特殊な集団と個人との利害関係の感覚と心情とを必要とする」と。したがって国会は、一方において政府にたいする人民、国家にたいする市民社会であり、他方では、人民にたいする政府、市民社会にたいする国家である。こうして「国会は、国家と市民社会とのあいだの綜合、Syntheseである」（Marx/Engels, Werke, Bd. 1, s. 270. 訳書、三〇六頁）。だがヘーゲルは、ここでも、この「綜合」の内的構造をば実在する国家に即して展開することなく、ただ国家の一機関としての国会のなかに実存する市民社会の契機を指摘することによって、そこに国家と市民社会との同一性が実現されていることを論証しえたと私念しているのである。すなわちかれは、市民社会における私的な身分が、「それがすでにあるところのものとして、……政治的意義と政治的活動とをえる」（『法哲学』三〇三節）こと、くわしくいえば、市民社会における「実体的関係にもとづく身分」＝土地所有者身分が第一院——国会そのものにおける「君主権の契機」——を（三〇五節）、「特殊な欲求およびそれを媒介する労働にもとづく身分」＝実業身分が代議制による第二院——国会そのものにおける「市民社会の契機」——を（三〇八節）構成するのとべて、「ただこの関係によつてのみ、国家において、現実に特殊なるものが普遍的なものと同んとうに結びつく」（三〇三節）と主張しているのである。

このヘーゲルの展開を、マルクスは詳細に検討・批判している。なによりもまず、マルクスによれば、市民社会の私的な身分が、国会において、「それがすでにあるところのものとして、政治的意義と政治的活動とをえる」ということは、「一つの形容矛盾」（Marx, a. a. O., s. 274. 訳書、三一〇頁）というほかはない。ヘーゲル自身、「市民生活と政治生活を相互にきりはなし、そして政治生活をいわば空中にきずきあげようとする……一般に流布している表象」を批判して、いっている、「これらのいわゆる理論がもつ表象のうちでは、たとえ市民社会の諸身分一般と、政治的な意義をそなえた諸身分（国会）」とが、たがいに遠くはなれてしまっているにせよ、やはりこのことば「Stände」ということば。これには（身分）

と「国会」の二義がある」は、以前には、たしかに存在していた、両者の合一をなおも保持してきたのである」と『法哲学』三〇三節注釈。傍点は引用者)。ここに「ヘーゲルがいうとおり、市民社会の身分と政治的身分との同一性は、「以前にはたしかに存在していた」ものであり、近代国家においては、すでに存在しないものである (Vgl. Marx, a. a. O., s. 275; 訳書、三一頁)。右のヘーゲルの叙述に評注をくわえてマルクスはいう、「ヘーゲルの同一性の最高峰は、かれが自分で告白しているように、中世であった。この時代には、市民社会の諸身分一般と政治的な意義をそなえた諸身分とは、同一であった。われわれは中世の精神をつぎのようにならざるを得る、——市民社会が政治的社会であったがゆえに、つまり市民社会の有機的な原理が国家の原理であったがゆえに、市民社会の諸身分と政治的な意味での諸身分とは同一であった、と」(同上)。それゆえ、私的身分と政治的身分との同一性を論拠として、近代国家における国家と市民社会との分裂の「媒介機関」とヘーゲルが規定した国会は、現実にはむしろ逆に、「国家と市民社会との定立された矛盾, der gesetzte Widerspruch」であり、「この矛盾の解決の要求」にはかならなう (a. a. O., s. 270. 訳書、三〇六頁) のである。

(四) 国家と市民社会の分裂

——〈現実的理念〉の立場と〈デモクラタイ〉の主張——

これまでの考察でわれわれは、〈媒介の体系〉としてのヘーゲル国家哲学にたいするマルクスの批判をあとづけて、そこにおいてマルクスが、ヘーゲルの叙述を思弁的な体系構成とそれにもとづく神秘化的論理構造からときほぐし、近代的状态とその問題性の「実証主義的」反映をえぐりだしたのを見た。近代的状态とそこにおける問題性——それは、単的にいえば、近代における国家と市民社会との分裂であり、政治生活と市民生活、公民, Citoyen と市民, Bürger との分裂である。しかもこの〈分裂〉は、〈極にまでおしすすめられた現実的な対立〉として、したがって〈矛盾〉として、現存しているものなのである。

この事態の確認が、マルクスの学的思惟の出発点である。かれがヘーゲル国家哲学の批判を媒介として自己の

独自の課題として設定したことは、この「現象の矛盾」の根底に横たわる「ヨリ深いもの、本質的な矛盾」を把握することであった。現存する矛盾をば、ただ存在するものとして指摘するにとどまるかぎりでは、その矛盾の本質を、したがって此岸の諸関係それ自体の内的論理を把握することは不可能である。マルクスは、現象の矛盾をつねに理念における統一に還元して安らっているヘーゲルと、これとは「まったく反対に、……いたるところに矛盾を発見する」にとどまっている「通俗的な批判」vulgäre Kritik との両者を、いずれも「誤謬」として退けて、⁽¹⁾「真の批判」の原理的立場をつぎのようにうちだしている。

「現代の国家制度の真に哲学的な批判は、矛盾をただ現存しているものとしてしめすだけでなく、それを解明 erklären する。それはその発生 Genesis を、その必然性を、概念的に把握 begreifen する。それは、矛盾をそれに固有な、eigentümlich 意義においてとらえる。だが、ここにいう概念的把握とは、ヘーゲルが考えたように論理的概念の諸規定をいたるところで再認識することではなく、固有の対象の固有の論理を把握することなのである」⁽²⁾。

ここにわれわれは、まさにヘーゲルの理念の唯物論的転倒の道を歩まんとするマルクスの学的思惟の出発点の論理構造が、みごとに定式化されているのを看取しうるであろう。マルクスにとつては、ヘーゲルにおけるように「論理的概念」が主語ではなく、对象的実在こそが真の主語である。だが对象的実在は、あるがままの姿で、したがってその感性的定有においてただちに理性的なものではない。むしろ近代国家、近代社会の實在的関係は、「矛盾」として、したがって「矛盾の解決の要求」として実存する。この矛盾の解決を実現しうるような「真の哲学的批判」、実践的な学的認識は、对象的定有のものに即しつつ、それを「その発生と必然性」とに

おいて概念的に把握すること、いいえれば、对象的实在をばその定有と**実在的**概念との統一において把握するところに成立する、とするのが、マルクスの主張である。これは、对象的实在そのものを、定有と概念との統一において自己運動する実体、したがってヘーゲルの〈理念〉の唯物論的転倒において成立すべき〈**現実的理念**〉とみなす立場にあつてはじめてなしうる主張であらう。だがマルクスのいう〈概念〉は、「固有の対象の固有の論理」としてあるものであり、したがつてその把握は、どこまでも**実在的定有に即しつつ、悟性的分析をつうじて**、その定有形態の否定においてはじめて達せられうるはずのものなのである。

(1) Vgl. Marx/Engels, Werke, Bd. 1, s. 296. 前掲訳書、三三三頁。

(2) a. a. O., ebenda. 前掲訳書、同頁。

では、マルクスにおいて〈**現実的理念**〉であるところのものは、いったいなにであらうか。それは、かれが「国家制度の**現実的な根拠**」あるいは「**国家の現実的な原理**」と呼んでゐるところの「**現実的な人間**」der wirkliche Mensch「**現実的な人民**」das wirkliche Volkにほかならぬ。ここにいう「**現実的な人間**」とは、いふまでもなく、近代社会に**実存する**原子論的個人としての**実在的な人間**そのものをさすのではない。それは「**現実的な人間**」の一**実存形態**であるにすぎない。マルクスの把握にしたがえば、もともと人間とは、自己の**特殊実存**が自己の**普遍的本質**によつて支えられると同時に、自己の**特殊的活動**によつてその**普遍性を確認**するような存在、いいえれば、**普遍性と特殊性との同一性**、**実存と本質との統一**として**現実性の論理構造**にあるものなのである。このような規定における人間は、当然ながら、その**普遍性の実現**としての**共同体 Gemeinwesen**ないしは類 Gattung との**自己同一性を本質とするものであるから**、われわれはこれを〈**類的本質としての人間**〉とよ

ぶこともできよう。これが、人間の即自的な本質であり、人間の〈概念〉にほかならない。

ところで、この人間の〈概念〉は、實在的定有の彼岸に浮漂するものではなく、つねに定有してきたし、また定有するものではある。げんに、「家族や市民社会、国家など」は、「人間の社会的な実存様式」die sozialen Existentialweisen des Menschen であり、「人間の本質の実現、客観化」⁽²⁾以外のなものでもない。だが、これらの実存様式ないし定有諸形態は、かならずしもつねに人間の概念のまっつき実現を表示するものではない。それどころか、マルクスによれば、中世から近代にかけて人間は、その本質を疎外されたものとして実存してきたのである。そして、まさに現実的な理念としての類的人間の自己分裂、自己喪失が、近代市民社会を成立せしめている根拠であり、したがってまた、国家と市民社会との分裂の原因をなすものなのである。

マルクスは、中世を、人間の「徹底した疎外」⁽³⁾ durchgeführte Entfremdung の時代と特徴づける。なぜならば、中世においては人間の私的生活と公的生活とは直接的に同一であり、人間が国家の現実的な原理であったのだが、しかしそこではこの「人間」が、「その普遍的な本質から分裂させられ、直接にかれの規定性と合致する動物」⁽⁴⁾となっており、したがって「自由でない人間」⁽⁵⁾であったからである。これにたいして、「商業と土地所有が自由になり、自立化する」⁽⁶⁾ことによって、類としての人間の特殊性の契機が独立した実存に達し、人間の経験的・實在的な生活である物質的生活が「私的な領域」として固定したところに成立したのが、近代市民社会にはかならない。この特殊的・私的な領域の抽象的な自立化は、他方で、類としての人間の普遍的・公的契機のおなじく抽象的な自立化をば反省的に定立するものであることは、あらためていうまでもなからう。こうして、元来「人民の定有の全体」としてあるところの「国家」⁽⁷⁾は、それ自身はなんらの内容をもたない「形式的普遍性」と

して、抽象的・悟性的な政治的國家となった。それは、「組織する形式として、つまりより適切に言えば、ただ規定し、制限し、ときには肯定し、ときには否定する、それ自体としては無内容な悟性⁽⁸⁾」として実存している。そして人間の現実的生活内容たる「財産、契約、婚姻、市民社会は、ここでは政治的國家と相並んだ特殊な定有様式として現象⁽⁹⁾」しており、そのかぎり、政治的國家それ自体も、人間の一個の特殊な定有様式以上のもではない。にもかかわらずその國家が、市民社会を自己のもとに包摂し従属させようとするところに、いかえれば、「國家は、それが現実に支配することなく、すなわち他の非政治的な領域の内容を實質的にみたくことなく、それ⁽¹⁰⁾だけでいなお支配するものである」ところに、國家と市民社会との分裂が「対立」として現象せざるをえないゆえんがある。

こうして近代においては、類的人間の本質そのものにおける対立的な構造の対象化として、實在的定有世界それ自体が分裂し対立しているのである。すなわち、一方で、私的な本質をもつ特殊性の領域としての市民社会。これは、實在的人間の「現実的・經驗的な現実性⁽¹¹⁾」として、したがって實在世界そのものの内部での「地上的定有⁽¹²⁾」das irdische Dasein として実存する。他方で、公的な本質をもつ普遍性の領域としての政治的國家。これは、實在世界そのものの内部での「彼岸的定有」das jenseitige Dasein、「宗教的な領域⁽¹³⁾」であり、「市民的実存とはなんらの共通性ももたず、むしろこれに直接に対立⁽¹⁴⁾」して実存している。そして、この「政治的國家という彼岸的定有は、特殊な諸領域それ自身の疎外の確認にほかならない⁽¹⁵⁾」。したがって、類的本質としての人間自己自身からの疎外は、近代社会においては、それぞれそれ自体自己疎外的な二つの領域の分裂として現象し、そしてこの二つの領域は、それはそれで相互に疎外しあい対立しているのである。

- (1) Vgl. Marx/Engels, Werke, Bd. I, z. B. s. 231, s. 233, s. 218, s. 259, usw. 前掲訳書、二六三頁、二六六頁、二五〇頁、二九四頁、その他。
- (2) Vgl. a. a. O., s. 241. 前掲訳書、二七四頁。
- (3) a. a. O., s. 233. 前掲訳書、二六六頁。
- (4) a. a. O., s. 285. 前掲訳書、三二二頁。
- (5) a. a. O., s. 233. 前掲訳書、二六六頁。
- (6) a. a. O., ebenda. 前掲訳書、二六五頁。
- (7) Vgl. a. a. O., s. 282. 前掲訳書、三一九頁。
- (8) a. a. O., s. 232. 前掲訳書、二六四頁。
- (9) a. a. O., ebenda. 前掲訳書、同頁。
- (10) a. a. O., ebenda. 前掲訳書、同頁。
- (11) a. a. O., s. 281. 前掲訳書、三一八頁。
- (12) a. a. O., s. 233. 前掲訳書、二六五頁。
- (13) a. a. O., ebenda. 前掲訳書、同頁。
- (14) a. a. O., s. 281. 前掲訳書、三一七頁。
- (15) a. a. O., s. 233. 前掲訳書、二六五頁。

近代世界のもつこのような疎外的な構造は、マルクスにとっては、いうまでもなく止揚さるべきものであった。この止揚の方向がどのようなものであるべきかは、もはやこれまでの考察からあきらかであろう。それは、類の本質としての人間が、実在的定有において自己を実現すること、いいかえれば、現実的人間があるがままで特殊性即普遍性としての絶対的普遍性に到達することである。このような人間の定有様式をマルクスは、『国法論批判』においてはヘデシクラティヤ(Demokratie)と名づけているのである。すなわちかれは、『法哲学』二七九

節の注釈を検討している箇所で、近代における人民生活の疎外の「完全な表現」である「君主制」Monarchieと、「この疎外の領域の内部での疎外の否定」にすぎない「共和制」Republik⁽²⁾にたいして「デモクラティー」を對比させて、いつている、「あらゆる国家形態は、それらの真理としてデモクラティーをもつ」と⁽³⁾と。そしてこの「デモクラティー」を規定して、つぎのようにのべている。

「デモクラティーは、あらゆる国家制度 Verfassungen の解かれた謎である。ここでは国家制度は、即、自的にすなわち本質においてのみならず、その実存、現実性においても、その現実的な根拠である現実的な人間、現実的な人民へつねにつれもどされ、そして現実的な人民がみずからつくったものとして定立される。国家制度はそれがあるがままのものとして、すなわち人間の自由な産物としてあらわれる。……デモクラティーはすべての国家制度の本質であり、特殊な国家制度としては社会化された人間 der sozialisierte Mensch である。それは、ちように類 Gattung が種 Art に関係するように他の国家制度に関係する。ちがうところはただ、ここでは類それ自身が実存としてあらわれること、したがって本質に対応しないあれこれの実存にたいしては、みずから特殊な種としてあらわれる、という点だけである。……デモクラティーにおいては、形式的な原理が同時に実質的な原理である。それゆえデモクラティーがはじめて、普遍的なものと特殊なものとの真の統一なのである」⁽⁴⁾。

こうして「デモクラティー」においては、国家は、特殊な国家制度としてはたんに特殊なものであるにとどまり、普遍的なものとしては現実的に普遍的なものである。この意味でマルクスは、「真のデモクラティーにおいては政治的国家は没落 untergehen する、ととらえた」近代のフランス人は、「正しい」と評価しているのである⁽⁵⁾。したがって、あらためて指摘するまでもなく、ここでマルクスの主張する「デモクラティー」は、ことばの

まったく意味における——「すべての契機が現実に全デモスの契機である」⁽⁶⁾という意味での——〈民主主義〉であり、それは政治的契機と市民的契機との分裂を共通の特質とする近代国家一般の止揚さるべき方向を原理的にしめしているものといえる。このような立場からマルクスは、「君主制と共和制とのあいだの闘争は、それ自体まだ抽象的な国家の内部における闘争である。政治的共和制は、抽象的な国家形態の内部におけるデモクラチーである」⁽⁷⁾とのべて、ブルジョア革命およびブルジョア民主主義の基本的な限界を指摘しているのである。

- (1) Vgl. Marx/Engels, Werke, Bd. 1, s. 233. 前掲訳書、二六五頁。
- (2) Vgl. a. a. O., ebenda. 前掲訳書、同頁。
- (3) a. a. O., s. 232. 前掲訳書、二六四頁。
- (4) a. a. O., s. 231. 前掲訳書、二六三頁。
- (5) Vgl. a. a. O., s. 232. 前掲訳書、二六四頁。
- (6) a. a. O., s. 230. 前掲訳書、二六二頁。
- (7) a. a. O., s. 232. 前掲訳書、二六四頁。

さて、以上に考察したマルクスの、近代国家・社会把握とヘモクラチーの主張の論理をふりかえって要約すれば、つぎのようにいうことができるであろう。すなわちマルクスは、ヘーゲル『法哲学』の批判的検討をうけて、近代世界における一般的な問題性をば政治的國家と市民社会との分裂の事実のうちに確認した。そしてこの事実をかれは「現象における矛盾」と特徴づけ、ここから出発してその「発生と必然性」を追究して、類的本質としての現実的人間の自己自身における矛盾自己疎外に、近代世界の「本質的な矛盾」をみいだしたのである。思惟のこの過程は分析的であり、いわば「下向」のあゆみともよぶことができよう。そして、この「本

質的な矛盾」をエレメントとして、その諸契機の演繹において実在的諸関係が再把握される（『「上向」的思惟』）ところにはじめて、「固有の対象の固有の論理」の解明としての「概念的把握」が成立するのである。このような概念的把握はおのずから、実在的諸矛盾の止揚の方向（ここでは、〈デモクラティー〉を指示するものである。なぜならば、分析的な思惟による本質的な矛盾の把握は、実在世界の運動の本質的な諸契機と諸関係を解明することによって、同時にその矛盾が止揚されるべき方向を構想することを当然結果するはずのものであり、また、綜合的思惟による対象的諸関係の論理的演繹は、実在的諸矛盾を止揚するための現実的な論理をあきらかにするものであるはずだから。

『ヘーゲル国法論批判』におけるマルクスの思惟の構造が、右のようなもの、ないしはすくなくとも右のような志向をもつものであったとすれば、ここに、分析と綜合、下向と上向の統一として円環的な、マルクスに固有の学的思惟—唯物論的な概念的把握の方法が、枠組みとしては成立しているといえるのではあるまいか。このことがマルクスに可能であったのは、かれが、フォイエルバハの感性的人間観をうけいれながらもそこにとどまらず、ヘーゲルの抽象的理念の論理構造を批判しつつそれを唯物論的に転倒して、対象の実在をば現実的な理念の自己運動とみる立場にたっていたからこそであることは、もはやあらためていうまでもなからう。

しかしながら、ここでマルクスがかかっている〈デモクラティー〉の主張は、なお抽象的・一般的なものであるといわなければなるまい。というのは、市民社会と国家とが分裂している近代的状态が、どのように止揚されて〈デモクラティー〉に到達すべきなのか、また到達しうるのか、については、マルクスはなんら具体的な叙述をおこなっていないからである。この点についてかれがのべていることは、ただ、「新しい国家制度を樹立する

ためには、つねに本式の革命 förmliche Revolution が必要である⁽¹⁾』ということだけである。もちろん、一般的にいつて、実在的世界の諸矛盾が止揚されるべき方向としてかかげられるものは、つねに觀念的なヴィジョンにとどまるものであり、この意味ではつねに抽象的なものではある。だがそれは、対象の実在にたいする一定の認識にもとづいて反省的に未来に投影されるものであるのだから、当然、対象の実在にたいする分析の深化⁽²⁾実在把握の具体化とあいまって、このヴィジョン自体が具体化されるものであろうし、またそうでなければならぬはずのものであろう。これによつて、一方ではヴィジョンが現実性に近づくとともに、他方、実在的矛盾を止揚する現実的な諸契機が、対象の実在そのもののなかにますます具体的に確定せられることになるのである。

とすれば、『国法論批判』における〈ヘデモクラティー〉の主張の抽象性は、そこにおけるマルクスの、近代国家・近代社会にたいする分析的把握の抽象性によつて必然的に条件づけられていたものであるとみななければならぬ。国家と市民社会との分裂のエレメントを類的本質としての人間の自己自身における矛盾にみだし、後者の自己展開において近代の分裂の状態を把握したことは、『国法論批判』におけるマルクスの大きな成果であり、それはのちの展開の枠組みを設定する重大な意義をもつものではあるけれども、近代的実在世界の矛盾の本質を類的人間の自己自身における矛盾のうちに確認するにとどまっているかぎりでは、対象分析としてはなお不十分であり抽象的である。近代の分裂的状态において政治的国家、人民の公的生活が、対象の実在そのもののうちにおける「彼岸的定有」をなし、人民生活の「現実的・經驗的な現実性」は市民社会、市民生活のうちにその定有をもっているのであるならば、この市民社会の実在性をそれ自体としてとりあげて、これにたいする科学的な分析がおこなわれなければならないはずであらう。そしてこのことが遂行されたときには、近代社会における本質

的な矛盾がいつそう具体的な規定において把握されるであろうことは、容易に推測しうるところである。

近代国家の止揚の方向を明確にするためには、対象分析を市民社会の領域において具体化しなければならないということ——このことは、マルクス自身はつきりと自覚していたことであつた。かれは、『国法論批判』のなかで、つぎには『法哲学』の「市民社会」論をとりあげてそれを批判的に検討する意図を明示している。⁽²⁾ そればかりでなくマルクスは、『国法論批判』において、市民社会の身分、Ständunterschied が近代における国家と市民社会との分裂にもなつて、中世のそれとはまったく異なつたものとなつてゐることに着目して、市民社会分析の具体的な⁽¹⁾とぐちをつかんでゐるのである。

すなわち、さきにもみたように、中世においては政治的な身分と社会的な身分とは、直接に同一であつた。これにたいして近代は、「商業と土地所有の自立化」の過程を基因として、「政治的な諸身分が社会的な諸身分に転化」させられてゐる。いいかえれば、「市民社会の諸身分の区別は、たんに社会的な区別に、政治的生活においてはなんらの意義ももたない私的生活の区別に転化」してゐる。⁽³⁾ (この「転化」は、マルクスによれば、「絶対王制」においてはじまり、「フランス革命」によって完成されたものである。⁽⁴⁾) ところでこの過程は同時に、市民社会の身分区別そのものを、中世のそれとは異なつたものに転化させた。この点についてのマルクスの見解は、つぎの二つの点できわめて注目すべきである。そのひとつは、かれが、近代市民社会における「身分区別は、もはや独立体としての欲望や労働の区別ではない。ここでは、唯一の普遍的な、表面的で、形式的な区別は、ただ、都市と農村との区別だけである」ととらえながら、しかし「社会そのものの内部では、恣意を原理とするところの動的な、固定的でない諸領域で、区別が形成された」とのべて、その区別の「主要基準」を「貨幣と教養」にもとめてゐる。⁽⁵⁾

ことである。

もうひとつの点は、ここでマルクスが、「無所有の人々、直接的な労働にたずさわる身分」が、市民社会から排除されながらその地盤をなしていることを、洞察していることである。すなわちかれは、つぎのようにいつている。——「近代市民社会において」特徴的なことは、無所有の人々、および直接的な労働、具体的な労働にたずさわる身分、die Besitzlosigkeit und der Stand der unmittelbaren Arbeit, der konkreten Arbeit が、市民社会の一身分を構成するというよりも、むしろ、市民社会の諸領域の存立と運動との地盤 Boden を形成していることである」⁽⁶⁾。

「貨幣と教養」を階層区別の主要基準とし、「直接的な労働にたずさわる無所有の人々」を地盤とするところ近代市民社会の特質を予感したマルクスは、この認識を手がかりとして、ヘーゲル市民社会論を批判的に検討することを意図したのであった。この意図は、『国法論批判』のような直接的な『法哲学』批判のかたちでは果たされなかったけれども、『ユダヤ人問題によせて』『ヘーゲル法哲学批判、序説』をへて、『経済学・哲学手稿』において一応の実現をみたとみることができよう。

- (1) Marx/Engels, Werke, Bd. I, s. 259. 前掲訳書、二九四頁。
- (2) Vgl. a. a. O., s. 284 und s. 286. 前掲訳書、三二二頁および三二二頁。
- (3) Vgl. a. a. O., s. 284. 前掲訳書、三二〇頁。
- (4) Vgl. a. a. O., s. 283f. 前掲訳書、同頁。
- (5) Vgl. a. a. O., s. 284. 前掲訳書、三二二頁。
- (6) a. a. O., ebenda. 前掲訳書、同頁。